

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和5年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	動画タイトル	質問・意見	回答
1	令和5年度の介護予防事業について	リハ職同行訪問の説明しやすいパンフレットのようなものがあれば啓発しやすいかなと感じます。	リハ職同行訪問および今年度から実施している管理栄養士同行訪問のチラシを作成しております。下記のリンクからご参照ください。 【リハビリテーション専門職同行訪問】 https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/107/rehashokudoukou.pdf 【管理栄養士同行訪問】 https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/107/eiyousidoukou.pdf
2	令和5年度の介護予防事業について	制度を知っている方やサービスに繋がっている方は良いが、啓発活動の場に出て来れない方にどのように普及させていくかが問題として残ると感じます。要介護者の家族の方にフレイル状態の方がいれば、包括に繋いでいきたいと思えます。	啓発の場に出てこれない方については、そういった方々と関わりのある民生委員等地域の関係機関からの啓発が有効と考えられるため、地域の関係機関に総合事業を知っていただくことが重要と考えます。そのため、引き続き関係機関に対し総合事業出前講座の受講をお願いしていきたいと考えております。
3	令和5年度の介護予防事業について	新型コロナウイルス感染症による規制も緩和の動きがあるので、施設（デイサービス）独自の体操教室などのイベント開催も検討していく事としました。	体操教室を定期的で開催される場合、以下①～④の掲載要件をすべて満たしていれば「元気！いばらきマップ」への掲載も可能ですので、ご検討よろしくお願いたします。 ①茨木市の高齢者を対象に市内で活動していること ②介護予防（健康づくり）のための体操を定期的で開催していること ③営利を目的とした活動ではないこと ④政治活動や宗教活動を行わないもの
4	令和5年度の介護予防事業について	高齢者家族や本人の身体状況等が悪化して初めて地域包括支援センターなどに相談されるケース多いように感じます。本人や家族からの相談による方法だけではフレイル状態の高齢者を見つけ出すことに課題を感じます。	フレイルの早期把握のためには、相談を待つだけでなく該当しそうな方を見つけに行くということが重要だと考えています。フレイルチェックを有効な手段と考えており、コミュニティデイハウスへのリハビリテーション専門職の派遣や、地域包括支援センター職員のサロン等への訪問を行っております。

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和5年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	動画タイトル	質問・意見	回答
5	令和5年度の介護予防事業について	<p>予防のための教室など自立支援に向けて取り組んでもらいたい市の思いはわかりますが、山間部の人などはそのサービスを利用するまでのハードルが高いです。 交通手段をよくするなどしてくれれば買物に自分で行けるような人も、免許返納でヘルパーを頼らざるを得ないこともあるので、そういった面を整えるのも自立支援へ向けた取り組みへの一歩になるような気がします。</p>	<p>交通手段については、自立した日常生活の継続において必要と考えます。当意見について担当部署と情報共有を図ってまいります。</p>
6	令和5年度の介護予防事業について	<p>コミュニティデイハウスへのリハ職同行訪問はどちらのコミュニティデイハウスでしょうか？</p>	<p>令和5年6月1日時点で、リハ職訪問の希望があったオアシス平田、ふれんず、紡希の庵、とんとん、コアな仲間（街かどデイハウス）の計5か所です。</p>
7	令和5年度の介護予防事業について	<p>リハ職の派遣について、回数に幅を持たせる方がよいのではないかと思います。理由として、ご本人、家族にとって初めて訪問した方との会話の中で、どれくらい内容を理解いただけか疑問が残るためです。少なくとも経過確認、評価、提案事項のフェーズが必要かと思われます。また、ケアマネジメントを継続するとしてリハビリを提示されたとしても引き継ぐ事業所もどうしたらいいのかわからないことにならないでしょうか。専門的な見地での引継がしっかりとなされた上で引き継がなければ、リハ職が派遣されてもあまり意味をなさないのではないかと懸念されます。</p>	<p>リハ職同行訪問事業は、介護保険サービスの入口部分として、リハ職や管理栄養士など多職種でアセスメントを行い、対象者にとって必要な支援方法の提案などを行うものです。同行訪問実施後、リハ職や管理栄養士の関わりによってセルフマネジメントが期待できるなどの場合は、訪問指導（リハ職2回まで、管理栄養士1回まで）を実施しております。同行訪問や訪問指導実施後は、実施報告書を作成し各包括に提供しておりますので、報告書をもとに各事業所への引継がなされることを想定しております。</p>
8	令和5年度の介護予防事業について	<p>訪問栄養指導は予防の人以外だけでなく、介護の人も気軽に相談が出来たら良いと思います。</p>	<p>訪問栄養指導（訪問型サービスC）につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとなるため、要介護の方は対象となりません。ご了承ください。</p>

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和5年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	動画タイトル	質問・意見	回答
9	令和5年度の介護予防事業について	ご利用者、又はご家族等から相談があった場合は、生涯学習出前講座の紹介をするなど、総合事業の啓発に取り組みたいと思います。	啓発にご協力いただきましてありがとうございます。 なお、生涯学習出前講座は、市内のグループや団体等への実施を想定しておりますので、よろしくお願いいたします。
10	令和5年度の介護予防事業について	通所型サービスCを利用している方で、現地まで歩いて行ける方はあまりいらっしゃらないのではないかと思います。その点に関しての市の見解がお伺いできれば嬉しいです。	通所型サービスC各事業所の近隣に居住されている方などで自力で通える方については、自力で通所をしていただくことが、その方にとっての介護予防や自立支援につながると考えております。なお、送迎につきましては、原則として自力で通所することが困難なケースを対象としております。
11	令和5年度の介護予防事業について	通所型サービスCの後「運動を続けたい」と言われるので、利用期間に期限があるサービスは相当しないと考え、自分で従前相当のデイサービスにつないでいました。	通所型サービスCに限らず、総合事業を含めた介護保険で提供されるサービスは、高齢者の自立を支援するための手段として提供されるものです。運動を続けるためのサービス利用は、運動すること自体が手段ではなく目的となっている可能性があります。サービスを導入する前に、自立のための手段としてのサービス利用について、あらかじめ合意形成しておくことが重要だと考えております。 また、地域には介護サービス以外に運動できる場やグループ（社会資源）が多くあります。「元気！いばらきマップ」に掲載しておりますのでご活用ください。
12	令和5年度の介護予防事業について	リハ職等同行訪問事業を利用する際に、ケアマネから包括に連絡し同行訪問の日程調整をして頂きますが、訪問指導後の情報提供は包括に行われているでしょうか。	同行訪問や訪問指導実施後は、実施報告書を作成し各包括に提出しております。

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和5年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	動画タイトル	質問・意見	回答
13	令和5年度の介護予防事業について	フレイルチェックの評価を学ぶ動画を、可能であれば作成頂ければ良いと思いました。また脱フレイルの為に体操やリハビリのポイントなどを動画で教えていただきたいです。	フレイルチェックの動画の作成について、現時点では予定しておりませんが、フレイル予防のための体操として、元気！いばらき体操の動画をホームページで配信しております。また、厚生労働省のオンライン通いの場ページ内にフレイル予防に関して体操などの掲載がありますのでそちらもご活用ください。 https://kayoinoba.mhlw.go.jp/
14	令和5年度の介護予防事業について	自立支援は基本であることは把握しているものの「できない」と訴えられてしまうと、サービスを提案しないと「ケアマネージャーは何もしてくれない」と思われてしまうので、提案をしてしまい、自立支援とかけ離れたことを言ってしまうかもしれないと感じることがあります。自立支援を促す声かけが難しく感じます。	自立支援を促すためのツールの一つとして自立の考え方普及啓発資料（マンガ）を作成しております。窓口での配布と市HPやケアクラブでのデータの配信も行っておりますので、ぜひご活用ください。 https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/107/kjiritusienmannanga.pdf
15	令和5年度の介護予防事業について	通所型サービスCについて、広報が少ないと感じています。自治会掲示板も確認していますが、あまり掲示されているように見えません。市民向け出前講座に参加される方はそもそも自立支援を意識されている方だと思うので、潜在ニーズを引き出そうとすると、声掛けをしていただける家族や友人等を想定して、例えば学校や大型スーパー等で開催する等の方法の検討が必要かと思われます。事業について知らないまま結果的にフレイルに陥っていたり、体操教室等に通いたくても通えない方や通いたくないけど必要性がある方にも例えば民生児童委員や福祉委員、市役所内でも地域福祉課や障害福祉課とも連携する必要があるように思います。	通所型サービスCは、事業対象者、要支援1・2の方を対象とした事業であることから、自治会の掲示板を活用した啓発は想定しておりませんが、啓発に当たっては様々な手法や場で行っていくことが必要と考えております。今後とも生活支援コーディネーター等との連携した取組によって啓発の機会を作っていきたいと考えております。
16	配食事業（食の自立支援サービス）の縮小・廃止について	利用者で民間の配食を利用している方はいますが、値段が高いと気にされている方がいらっしゃいます。要介護の方の配食が廃止になると負担が大きくなるのではないのでしょうか？	市の配食事業と価格面で大きな差のない価格で提供されている業者もあります。数社価格を比較し、ご検討ください。

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和5年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	動画タイトル	質問・意見	回答
17	配食事業（食の自立支援サービス）の縮小・廃止について	配食サービスの利用者多数おられると思いますので居宅介護支援事業所のみではなく他事業所への一覧も配布して頂く事できないでしょうか？関わりの中で尋ねられる事もある為。	市の配食サービスの要件には該当していませんが、民間のお弁当宅配サービス事業所であれば、ホームページに掲載しております。 https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkoi/kaigohoken/menu/sabisu/anshin_support/haishokusabisu.html
18	配食事業（食の自立支援サービス）の縮小・廃止について	配食事業は高齢者施策の中でも大事なサービスと考えますが、扱いが度々変更になると利用者だけでなく説明するケアマネジャー側も混乱してしまいます。	ケアマネジャーの皆様には大変ご負担をおかけしますが、民間の配食事業所のサービスの多様化などから事業内容を変更しております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
19	配食事業（食の自立支援サービス）の縮小・廃止について	民間の事業所が増加した事で廃止されていくとの事であったが、民間事業所の経営不振等も考えられる為、事業所減少した際は再度再開も考えておられるのでしょうか？	現在、配食事業の再開は考えておりません。
20	配食事業（食の自立支援サービス）の縮小・廃止について	「訪問栄養指導」の対象者が令和5年度から運用変更、対象者要件を変更と記載がありますが、具体的に何がどう変わっているのかわからなかったのを知りたいです。	訪問栄養指導（訪問型サービスC）の対象者要件につきましては、資料に記載のとおり、次第（1）「令和5年度の介護予防事業について」のスライド11枚目をご確認ください。 https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/107/Slide1.pdf

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和5年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	動画タイトル	質問・意見	回答
21	配食事業（食の自立支援サービス）の縮小・廃止について	2号被保険者の方は対象外でしょうか？	2号被保険者の方で、要支援1・要支援2の方であれば、総合事業の介護予防・生活支援サービスの「栄養改善型配食」はご利用いただけます。
22	配食事業（食の自立支援サービス）の縮小・廃止について	要介護認定を持つ利用者に関して、配食を利用する事で食事機会の提供や安否確認になっているので廃止になるのは残念です。独居高齢者には配食は必要でずし廃止は反対です。	動画の中でもご説明させていただきましたが、民間の配食事業所のサービスが多様化してきたこと、安否確認やケアマネジャーとの連携もサービスの一環として実施している事業所も多いこと等から廃止するものとなります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
23	配食事業（食の自立支援サービス）の縮小・廃止について	高齢者食の自立支援サービス新規受付終了（令和5年4月）の通知が令和5年3月末とはあまりに直前過ぎるような気がします。	通知が直前となり申し訳ありませんが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
24	要介護認定の有効期間の延長（臨時的な取扱い）の終了について	今後、新型コロナウイルス感染症の流行や他の感染症が流行することとなった場合はその都度、検討するとの認識で良いでしょうか。	新型コロナウイルス感染症やその他感染症等により介護認定に影響がある場合は厚生労働省の通知に基づき対応いたします。

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和5年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	動画タイトル	質問・意見	回答
25	各種申請書の様式変更について	申請者と担当ケアマネが一緒の場合も担当ケアマネジャー欄に記入は必要でしょうか？	申請者と担当ケアマネジャーが同じ場合は、両方に担当ケアマネジャーの氏名を記載してください。
26	各種申請書の様式変更について	担当ケアマネジャー欄を設けることは問い合わせ等についてわかりやすくなり、よいことだと思いますが、申請者も来庁者でなくてもよいのではないかと思います。あくまでも誰が申請したのかということではないのかなと考えます。申請時に身分証明の提示も行います。不都合があるのでしょうか？資料請求についても同様に考えます。	来庁者に提出された被保険者証の代わりとなる資格者証をお渡しするため、来庁者と申請者の不一致が起こらないようお願いするものです。
27	各種申請書の様式変更について	担当ケアマネ欄は問い合わせ等の利便性からあってよいと思いますが、申請者が担当ケアマネではなく、来庁者が事業所の職員であった場合、本人との関係欄にはなんと記載すれば良いのでしょうか？	「事業所職員」等、提出代行権のある事業所に所属している旨の記載をお願いいたします。
28	介護事故発生時の事故報告について	事故報告に際して、オンライン提出フォームを使用しましたが、家族への報告について家族とのやり取りを記載する項目がありませんでした。どうすればよいのでしょうか。	「発生時の対応」の項目に記載してください。記載項目が多い場合は別途ワードファイルに記載し、添付ファイルとして送付してください。

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和5年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	動画タイトル	質問・意見	回答
29	介護事故発生時の事故報告について	居宅介護支援事業所としての、事故報告の事例にはどのようなものがありますか？	個人情報の紛失などが考えられます。「介護サービスの提供にあたって影響があったか」という視点で報告の必要性を検討してください。
30	介護事故発生時の事故報告について	5日以内の提出は心がけるのですが、連休や年末年始の場合も同様に5日以内のルールが適用されるのでしょうか。	5日以内に詳細な内容が報告できない場合、休日中の事故報告を休み明け開庁日までに第1報としてその時点で分かる範囲の情報（利用者の氏名、事故の種類など）を報告し、後ほど第2報以降で詳細を報告するなどの方法で報告してください。詳細が不明で記載できない場合はその旨記載してください。
31	介護事故発生時の事故報告について	判断が難しいケースもあるかもしれませんが、医師が自然に発生した圧迫骨折として診断した場合は事故報告が不要ではないかと思えます。	厚労省の指針では、報告すべき事故の対象として「医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故」と明記されています。この視点に鑑み、報告が必要であるかご判断ください。
32	介護事故発生時の事故報告について	サ高住や有料の方の対応については話がありましたが、その他の施設の事故報告もオンラインに変更でしょうか？	介護保険のサービス提供を行っている施設であれば、オンライン等で長寿介護課へ報告してください。 サ高住・有料老人ホームの事故報告は福祉指導監査課へ提出をお願いいたします。様式や提出方法については市HPの福祉指導監査課のページをご参照ください。 https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/shidokansaka/menu/yuuryou/index.html

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和5年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	動画タイトル	質問・意見	回答
33	介護事故発生時の事故報告について	可能な限りのオンラインでの提出ということですが、提出したものを自分の事業所に何らかの形で保存ができるようになっているのでしょうか？ 今回の事故発生時の報告等の取扱いの文面にもありますが、提出の書式については、報告事項が記載されていれば事業者独自の様式で報告して差し支えないとあります。今までも茨木市の書式はありましたが、事業者独自の書式を作成しており、保存もできる仕組みになっています。今後もこの方法でも構わないのでしょうか？	オンラインで事故報告書を提出された場合、提出の際に入力されたメールアドレスに回答受付メールを自動で送付します。この返信メール中に回答内容も記載されております。 提出様式については、ご指摘のとおり市様式にある報告内容が含まれておれば書式は問いませんが、可能な限りオンラインでの提出にご協力いただけますと幸いです。
34	介護事故発生時の事故報告について	オンラインで報告するとのことですが、デジタルが苦手な方が多い事業所さんは困るのではないのでしょうか。デジタル化に向けての研修なども開催されてはいかがでしょうか。	現在市では介護事業所向けICTの導入や操作方法についての研修会の予定はありませんが、府などで開催されることがありましたら、ケア倶楽部等で周知いたします。
35	集団指導の再開等について	質問はメールでとの事ですが、メールアドレスは市HPに記載のあるアドレスでよろしいでしょうか。	当課のホームページに記載しております下記の電子メールアドレスに送信をお願いいたします。 Email:shidokansa@city.ibaraki.lg.jp
36	集団指導の再開等について	集団指導の実施に際して、日程等は早めにご連絡をいただければ幸いです。	令和5年4月28日付茨福指第317号「令和5年度指定居宅サービス及び地域密着型サービス事業者等集団指導の実施について（通知）」にて集団指導の案内を本市の指定を受けた事業者（法人宛）に対して郵送で送付しました。

茨木市介護保険事業者向け説明会（令和5年3月31日実施分）質問に対する回答

No.	動画タイトル	質問・意見	回答
37	集団指導の再開等について	今のご時世、会場・オンラインどちらからでも参加できるようにして頂ければと思います。	今後の開催方法につきましては、事業者の方からいただいたご意見を踏まえ、様々な観点から検討を行い、決定します。
38	集団指導の再開等について	集合に変更する必要性はありますか？	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたことや昨年度実施した運営指導での事業者の法改正等への対応状況を踏まえ、今年度集合形式での集団指導を実施することとなりました。